

# 記載要領

## ⑨業務に従事する場所について

### 2～3 診療所

・事業所内に設置された診療所については、「2～3 診療所」ではなく「24 事業所」に含むものとする

### 4～9 助産所

・分娩取扱いの実績の有無にかかわらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は「分娩あり」の項目を選択すること

### 15 居宅サービス事業所

・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護(デイサービス)  
 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護施設  
 ・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売など(訪問看護は除く) など (※訪問看護は10または11)

### 17 その他の介護保健施設等

・小規模多機能型居宅介護施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護施設 など

### 18 老人福祉施設

・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス ・老人福祉センター  
 ・介護あんしんアパート ・高齢者向け有料賃貸住宅 など

### 19 児童福祉施設

・障害児入所施設 ・障害児通所支援事業所 など

### 20 その他の社会福祉施設

・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 など

### 23 市町村(21を除く)

地域包括支援センター(運営主体が市町村)を含む (運営主体が市町村以外の場合は「26 その他」)

## 雇用形態

1 正規雇用	施設が直接雇い入れた者であって、施設が定めている所定労働時間をすべて勤務する者であり、契約期間が限定されていない者。
2 非正規雇用	パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に係わらず、「1:正規職員」及び「3:派遣」に該当しない者。
3 派遣(紹介予定派遣を含む)	派遣会社から派遣されている者を指す。

## 常勤換算

1 フルタイム労働者	1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者
2 短時間労働者	フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い短時間労働者に該当する場合は、項目①②も記入して下さい ①1週間当たりの契約労働時間を記入 ②施設で定めているフルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間 ※30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとして扱う(例)14時間30分→15時間、14時間25分→14時間 (例)週2日7時間30分勤務で、施設で定めている1週間の所定労働時間が40時間の場合 ①15時間 ②40時間

## 従事期間

(1)(5) 新規	免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2つ以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)
(2)(6) 再就業	現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「新規」を除く。)
(3)(7) 転職	現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合。
(4)(8) その他	「新規」「再就業」「転職」のいずれにも該当しない場合。

## ⑩～⑬ 特定行為研修について

特定行為研修	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指す。 研修制度開始時期 : 平成27年10月		
対象	看護師(准看護師は含まない)	研修場所	指定研修機関(厚生労働大臣指定)
注意事項	※ 医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。 ※ 認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。 ※ 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。 ※ 単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。		